

小児慢性特定疾病人工呼吸器等装着者認定基準

【全般】

食事、更衣、ベッドから車いす等への移乗、屋内外での移動について、全介助又は部分介助の状態であること。

【人工呼吸器】

以下の全てを満たすこと

- (1) 小児慢性疾病の認定を受けた疾病で装着していること
- (2) 常時（ほぼ 24 時間）装着していること
- (3) 現に装置を稼働させ人工呼吸を施行していること
- (4) 概ね 1 年以内に離脱の見込みがないこと

【体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓】

以下の全てを満たすこと

- (1) 小児慢性疾病の認定を受けた疾病で装着していること
- (2) 現に装置を稼働させ循環の維持をしていること
- (3) 概ね 1 年以内に離脱の見込みがないこと